

大分県青少年団体等顕彰要綱

1 趣 旨

次代を担う青少年の育成をはかるため、優れた活動を行っている青少年、青少年団体及び青少年の保護育成に功労のある成人や関係団体を顕彰し、その功績を讃え、今後の青少年健全育成の振興に資する。

2 表彰の種類

大分県青少年育成県民会議会長表彰ないし感謝状授与とする。

3 表彰の対象

大分県内に居住する又は所在する次に掲げる者で、原則として、過去に市町村長又は団体から表彰を受けた実績のあるもの（(1)、(2)及び(5)は除く。）

- (1) 青少年（個人・30歳未満の者）
- (2) 青少年団体（構成員の大半が30歳未満の青少年で構成）
- (3) 保護育成者（個人・事業主を含む。）
- (4) 保護育成団体
- (5) 大分県青少年育成県民会議に対する財政的支援に功績のあった者（企業・団体・個人）

4 表彰の基準

- (1) 学校、職場、地域社会において、スポーツ、レクリエーション、社会奉仕、郷土芸能、国際理解、環境保護、子どもの貧困の解消等の活動を概ね5年以上定期的に続け、明るい地域や職場づくりを通じて青少年の健全育成に取り組んでいる青少年団体等
- (2) (1)の中で積極的に活動に取り組んでいる青少年
- (3) 青少年育成に従事している指導者で、青少年団体及びサークルの組織づくり、育成指導を概ね10年以上続けている者
- (4) (1)～(3)以外で自発的な活動が、地域、職場又は他の青少年の模範として賞すべき活動を続けている青少年
- (5) 直近の1年間に10万円以上の寄付を行った企業・団体・個人及び、累計で10万円以上賛助会費を納入した賛助会員

5 表彰の方法

大分県青少年健全育成大会において表彰をとり行い、上記(1)～(4)については受賞者に表彰状および記念品を、(5)については感謝状を贈る。

6 推薦および選考

- (1) 大分県青少年育成県民会議会員団体の長及び各市町村から別紙推薦書により、所定の期日までに推薦のあったものについて選考する。
- (2) 会員団体の長及び市町村長からの推薦件数は、青少年育成市町村民会議及び市町村にあっては2件以内、そのほかについては1件以内とする。
- (3) 上記4～(5)については大分県青少年育成県民会議事務局で該当する候補者・団体等を選定する。
- (4) 選考は、運営委員会において行う。
- (5) 選考の結果は、推薦者を通じて被推薦団体並びにグループ及び被推薦者に通知する。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する

この要綱は、平成24年6月6日から施行する

附則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。